

履歴限定解除早見表

この期間分の履歴を証明すると…

この履歴限定の内容になります

航海・機関	コード (免状番号4桁目)	級	履歴限定解除に必要な乗船履歴の期間	内容
航海	0	/	航海士として3年または特例 ※1	履歴限定無し
	1	/	航海士として1年	沿海(丙)区域以上200総トン以上の船長
	2	/	甲板部員として3ヶ月	①遠洋(甲)区域200総トン未満の船長 ②沿海(丙)区域以上200総トン以上の船長 ③沿海(丙)区域以上1600総トン以上の一等航海士
	5級	/		①沿海(丙)区域以上200総トン以上の船長 ②沿海(丙)区域以上1600総トン以上の一等航海士
	6	/	/	①近海(乙)区域以上の船長及び航海士 ②沿海(丙)区域(国際航海)の船長及び航海士 ③沿海(丙)区域(非国際航海)、200総トン以上の船長及び航海士
機関	0	/	機関士として3年または特例 ※1 ※2	履歴限定無し
	4	/	機関士として2年	沿海(丙)区域以上3000kw以上の機関長
	1	/	機関士として1年	①近海(乙)区域以上750kw以上3000kw未満の機関長 ②沿海(丙)区域以上3000kw以上の機関長
	2	/	機関部員として3ヶ月	①近海(乙)区域以上750kw以上3000kw未満の機関長及び一等機関士 ②沿海(丙)区域以上3000kw以上の機関長及び一等機関士
	5級	/		①近海(乙)区域以上750kw以上の一等機関士 ②沿海(丙)区域以上3000kw以上の一等機関士
6	/	/	沿海(丙)区域以上、750kw以上の機関長及び機関士	

※1 船長(機関長)または一等航海士(一等機関士)として1年以上の乗船履歴を有し、かつ、船舶職員履歴の全てを合計して2年以上の乗船履歴がある場合

※2 平成26年4月1日以前に、海技士(機関)の免状を受有している場合は、平成28年中までに申請することで「機関士として2年」の履歴で、全ての履歴限定を解除することが出来ます。(平成26年4月1日以降に進級した方で、進級するための履歴の全てが平成25年7月1日以降の場合を除く)